

# ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画

～光ブロードバンド・コミュニティへ向けた地方公共団体のための指針～

2005年2月1日

全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会

## はじめに

### 1. 本研究会における検討経緯

ブロードバンド基盤の整備は、IT 利活用の高度化のために不可欠であり、我が国が均衡ある発展を遂げていくため、全国どこでもブロードバンドが利用できる環境が実現されることが重要である。

しかしながら、現状では、都市部を中心に整備が進展しており、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい地域は十分に整備が進んでおらず、地理的要因によるデジタル・ディバイドの是正に向けた取組が喫緊の課題となってきた。

こうした認識の下、本研究会においては、昨年6月より、ブロードバンド整備の効果や普及の現状、これまでの取組みの評価等につき、研究会構成員の所属する地方公共団体や民間事業者、部外有識者の取組みについてヒアリングを行いつつ、検討を進めてきた。

その中で、地域におけるブロードバンド基盤整備において、先進的な取組みを行う地方公共団体が、一定の役割を果たす事例が増加していることがあらためて認識された。そこで、地方公共団体がブロードバンド基盤整備に取り組む場合の課題や方策につき取りまとめ、本研究会の中間報告とすることとしたものである。

### 2. ブロードバンド基盤整備に関する基本的認識

本中間報告の前提となる基本的認識は次のとおりである。

#### (1) ブロードバンド基盤整備の現状

我が国におけるブロードバンド・サービスは、民間事業者の活発な競争、e-Japan 戦略等による官民を挙げた取組み等により急速に普及し、料金や通信速度において世界一のブロードバンド環境を実現している。

しかしながら、採算性の観点等から、その整備は都市部を中心に進展しており、例えば光ファイバを利用した FTTH (Fiber to the Home) サービス提供済みとされている市町村は全体の 30.7%、このうち当該市町村の全域がサービス提供エリアとされている市町村は全体の 4.6%に過ぎず、最も普及している ADSL の場合も、全体の 86.1%がサービス提供済みとされているものの、全域がサービス提供エリアとされているのは 51.3%に留まっており、ブロードバンドが全く利用できない市町村も 11.2%存在している<sup>1</sup> (なお、ブロードバンドが全く利用できない地域(一市町村の一部地域を含む)を、本中間報告では「ブロードバンド・ゼロ地域」と呼ぶ)。

ブロードバンドが、すでに社会経済活動に必要な不可欠なツールとしての地位を確立しつつある現状を考慮すれば、このような地理的要因によるデジタル・ディバイドの解消に向けた取組みが喫緊の課題となっている。

---

<sup>1</sup> 平成 16 年 10 月現在。

## (2) ブロードバンドの整備目標に関する本中間報告の認識

ブロードバンド基盤は、FTTH、ADSL、ケーブルインターネット、FWA、更には衛星インターネット等多様である。しかしながら、e-Japan 戦略 において、超高速インターネットアクセスについて光ファイバが明確に位置づけられている<sup>2</sup>こと、サービス・コンテンツ・アプリケーションの諸側面において、超高速化・大容量化に対する社会的ニーズの著しい拡大傾向が見られることを踏まえれば、今後のブロードバンド基盤整備においては、最終的には FTTH を念頭に置いた適切な整備目標がなされることが望ましいと考えられる<sup>3</sup>。

他方、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するためにも、その地域にとってより簡易・迅速に整備することが可能な FTTH 以外のメディア<sup>4</sup>をまず緊急に導入することも、重要な選択肢であると考えられる。

## (3) 官民の役割分担と地方公共団体の役割

ブロードバンド基盤整備においては、民間が主導的役割を担うことが原則であり、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を中心とした施策を行うものである（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第7条）。

ブロードバンド・サービスは普及途上にあり、事業者や地域の関係者等が知恵を絞って普及に取り組んでいる状況であって、国民生活に不可欠で全国あまねく提供されることを義務付けられるユニバーサル・サービスとしては現時点においては位置づけられていない。他方、デジタル・ディバイドの解消は喫緊の課題となってきたが、民間事業者の自由な競争のみによってこれを加速化することは難しいことから、民間主導原則に立ちつつ、国・地方公共団体・事業者の連携による取組みが行われることが極めて重要であると考えられる。

この場合、国においては、全国的な観点から、公正競争のための条件整備、整備目標の策定、民間事業者や地方公共団体への支援、需要の喚起、技術開発の促進、情報提供等を行う役割を有している。

一方、特にブロードバンド基盤整備が進みにくい地域において、地理的な特性や地域の有する資源、住民のニーズ等地域の実情に応じたブロードバンド基盤の整備を促進するためには、地方公共団体の役割も極めて重要であり、現実にも、先進的な取組みを行う地方公共団体が、地域におけるブロードバンド基盤整備を加速化する点で一定の役割を果たす事例が増加している。具体的には、地域固有の条件を踏まえた整備目標の設定、需要喚起や適切なインセンテ

<sup>2</sup> 「2005年までに、(中略)先導的取組みの推進やコンテンツ・サービスの充実等により、高速インターネットアクセスを3,000万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを1,000万世帯が利用する」との目標が掲げられている(e-Japan 戦略 )。

<sup>3</sup> 特に、すでに何らかのブロードバンドが利用可能である地域においてはこれを意識すべきである。

<sup>4</sup> ADSLのほか、地域にCATV網が整備されている場合にはケーブルインターネット(ラストワン・マイルをFTTH化することも可能)山間地等ではラストワン・マイルを無線により整備したり、収容局から集落までの間を無線によりつなぎ、集落側基地局から各世帯までの配線を有線で行う等、無線を利用した柔軟なネットワーク整備を行う等の選択肢が考えられる。また、離島や一部山間地等の住民に対するブロードバンドサービス提供手段としては、離島や一部山間地等の地理的状况に応じて衛星回線をはじめとして、無線アクセスシステム等の活用が早急な解決策である場合もあると考えられる。

ィブの提供による民間投資の促進、光ファイバ網等必要な設備等の整備や民間開放等、地方公共団体が様々な補完的・促進的役割を果たすことが期待されている。

なお、民間事業者においても、地方公共団体や地域住民が必要とする情報を可能な限り提供する等、官民の連携に積極的に参画していくことが望ましいことについては、以下の指針においても論じているところである。

### 3．地域ブロードバンド基盤整備加速化指針の目的

以上のような観点から、本研究会としては、地域において、国や事業者も含めた関係者が連携しつつ、できることから逐次対応することを加速化・促進するための「地域ブロードバンド基盤整備加速化指針」を、本中間報告「ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画」において提示し、早期にこれを公表して、できるだけ多くの地域においてブロードバンド基盤の整備に向けた取組みがなされるよう、地方公共団体の迅速な取組みを促すこととするものである。

### 4．今後の検討

ブロードバンドの全国的整備へ向けた国としての目標や具体的な整備方策、とりわけ平成 18 年 5 月末における電気通信基盤充実臨時措置法の法期限をひかえ、その後の整備方策や国としての施策のあり方については、本研究会において引き続き検討を進め、今夏までに最終報告を取りまとめる方針である。

# **地域ブロードバンド基盤整備加速化指針**